

## 【摘要範囲について】

この運賃料金は引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には適用しません。

## 【料金について】

（荷役に係る料金）

1. 荷役作業（積み込み、取卸し、搬出及び搬入作業）、荷造り作業、開梱作業に係る費用（運転手作業員料を除く。）は、以下に定める料金を収受します。

(1) 荷役作業員料

	上限	下限
作業員 1 人 1 時間までごとに	2,875 円	2,500 円

(2) 荷造作業員料

	上限	下限
作業員 1 人 1 時間までごとに	2,875 円	2,500 円

(3) 開梱作業員料

	上限	下限
作業員 1 人 1 時間までごとに	2,875 円	2,500 円

（車両留置料）

2. 実車キロが 100 キロメートルを超える運送であって車両が引越荷物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積み込み、又は取卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車種別	6t 車まで	6t 車を超過して 12t 車まで
発地又は着地ごとに	120 分	150 分

車両留置料

時間 \ 車種別	1t 車まで	2t 車まで	3t 車まで	4t 車まで	5t 車まで	6t 車まで	8t 車まで	10t 車まで	12t 車まで
30 分までごとに	1,230 円	1,360 円	1,460 円	1,560 円	1,710 円	1,880 円	2,140 円	2,360 円	2,460 円

## 【実費負担について】

次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 諸資材料（運搬料を含む）
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路利用料
- (4) 一時保管料

